



参議院議員

日本共産党

JCP HOPE



ito_gaku

検索

伊藤

岳

ニュースレター

2022年12月20日 NO.32

参議院事務所 〒100-8926
埼玉県事務所 〒330-0835

千代田区永田町 2-1-1 参議院議員会館 609 tel.03-6550-0609 fax.03-6551-0609
さいたま市大宮区北袋 1-171-1 tel.048-658-5551 fax.048-647-5575
E-mail jcp.saitama-kokkai@ymail.plala.or.jp

タクシー運転手の労働条件改悪は許さない！ 賃上げで乗務員の暮らしを支え、 地域の足を守ろう！

伊藤岳議員は 11 月 27 日に飛鳥交通労組と懇談し、「累進歩合制廃止したら給料がへった」「カード手数料はいまだに乗務員負担の営業所がある」「若手がどんどんやめていく。これではタクシー運転手が日本からいなくなる」など深刻な状況をうかがい、12 月 6 日の総務委員会で政府にタクシー乗務員の労働条件改善のために、実態調査と必要な指導を求めました。

質問後、会社側からは労使交渉の提案がありました。

次ページに資料と議事録をお送りします。県内のタクシー乗務員の労働環境改善や運動の力になればと思います。



飛鳥交通大宮労働組合の大坪堅司委員長のコメント

「私たちが言ってほしいことを質問してくれてありがたく思います。質問を力に会社と対峙していきたい。『一方的に就業規則を変更して労働条件を不利益に変更することはできない』という答弁はたたかいの力になります。最終的に司法での争いになることも覚悟していますが、できれば話し合いの中で会社が間違いを認めてほしいと思います。みんなで団結して不当労働行為とたたかっていきます」

伊藤岳公式 FACEBOOK に 寄せられたコメント

「タクシー乗務員の妻です。乗務が終わったあとの車の清掃にも乗務員負担があります。」「タクシー乗務員です。原則を引き出していただいたことで、全てのタクシー乗務員の力になると思います。」「はじめて知りました。賃下げなんてひどいじゃありませんか。」「タクシー乗務員です。タクシー労働者の生活改善と賃上げをお願いします。」「タクシー乗務員の嫁です。会社の経費で処理するもののツケを従業員から搾取するな。」など、多数のコメントが寄せられています。

総務委員会議事録（12月6日）

【伊藤岳議員】

タクシー乗務員の労働条件について、2013年の第185国会において採択された附帯決議に基づいて通達が発出されてきました。通達は、過重労働や事故防止を目的に、累進歩合制を廃止すること、事業に関する経費を乗務員負担とする慣行を見直して労働条件を改善することを目的に、カード手数料控除を廃止することを求めています。

ところが、賃金体系をこの11月から改定をして、累進歩合制を廃止し、カード手数料の乗務員負担を廃止した埼玉県飛鳥交通大宮営業所、これ業界大手の、最大手のグループ会社ですが、そこにおいて、新賃金体系後初めての算定日となった本日6日、タクシー乗務員の賃下げが起きている事態が明らかになりました。最多賃金帯である営業収入が43万円の場合、52403円もの賃下げとなっています。

厚生労働省にお聞きします。累進歩合制廃止、賃金体系の変更に伴い賃下げが起きないように労働基準監督署はどのような是正指導を行うのか、また賃下げなどの労働条件の不利益な変更は労働契約法上許されるのか、お聞きします。

【青山桂子 厚生労働省政府参考人】

お答え申し上げます。個別の事案についてはお答えを差し控えさせていただきますけれども、委員おっしゃいましたように、累進歩合制度につきましては、自動車運転者の長時間労働やスピード違反を極端に誘発するおそれがあり、交通事故の発生も懸念されることから、望ましくないものとして厚生労働省の通達により廃止すべきとしております。

労働基準監督機関におきましては、累進歩合制度を採用する事業場を把握した場合は、労使間で検討の上、賃金制度を見直すなどにより累進歩合制度を廃止するよう指導しているところであり、引き続きこの指導を徹底してまいります。そして、賃金の引下げということでございますが、これも個別の事案についてのお答えは控えさせていただきますが、一般論として申し上げます、労働条件の不利益変更にと考えております。原則として、使用者は、労働者と合意することなく、一方的に就業規則を変更して労働条件を不利益に変更することはできず、就業規則の変更の有効性につきましては、労働契約法第10条の定めに基づきまして最終的には司法において判断されることとなります。

【伊藤議員】

今答弁があったように、労働契約法上、賃下げという労働条件の不利益変更は許されないということですが、政府も物価高騰対策の決め手は賃上げだと答弁しているときに、あってはならない事態だと思えます。

国交省にお聞きします。国交省が発出してきた通達は、労働条件を改善し、賃上げすべきという趣旨だったのではないのでしょうか。なぜ労働条件を改善し、賃上げすべきとの認識なんですか。

【岡野まさ子 国交省政府参考人】

お答え申し上げます。タクシー運転者の賃金等の労働条件については、基本的に労使間で決定されるべきものであると承知しております。他方、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、多くのタクシー運転者が離職しており、地域における移動の足を確保するためにはタクシー運転者の労働環境の改善が重要であると考えております。

国土交通省としては、運賃改定の申請があった場合には速やかに審査を行うとともに、運賃改定後に運転者の労働条件の改善状況について公表するよう、タクシー事業者に対して指導を行っているところでございます。

【伊藤議員】

今日取り上げた飛鳥交通でも仕事を離れていくという人が続出しています。本当に今地域の足を守り抜くために、実態調査と必要な指導を求めたい。